

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 43 R5
提出年月日	令和4年1月18日

通信連絡設備に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別 43 R4】の改訂版（R5）である。
改訂内容は以下のとおり。

- 添付2の3.(1) a. において、ページング装置はサイレンの鳴動及び音声による警報機能を有する設計であることを明確にした。
- 添付2の4.(2)において、所外通信連絡設備は、共用に対する考慮として、必要な個数を確保する設計であることを明確にした。
- その他、体裁修正。

※【濃縮個別 43 R4】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 申請対象と技術基準規則の関係	1
2.1 第1項の要求に係る申請対象	1
2.2 第2項の要求に係る申請対象	1
3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	1
添付1 申請対象設備の「技術基準規則 第25条 通信連絡設備」への適合要否及び既認可 からの変更について	
添付2 変更内容に係る補足説明事項について	

1. 概要

本資料は、第5回申請の【通信連絡設備に関する説明書】(以下「説明書」という。)において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

第5回申請において説明している内容は、「技術基準規則 第25条 通信連絡設備」に基づく説明である。

新規制基準施行前から配備していた既設の設備について、改造、新設は行わないが、新たな要求事項である「技術基準規則 第25条 通信連絡設備」への適合を示すために、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備について申請する。第5回申請における申請対象と技術基準規則の関係を以下に示す。

また、今回申請対象設備の「技術基準規則 第25条 通信連絡設備」への適合要否、適合内容の既認可からの変更の有無等を添付1に示す。

2.1 第1項の要求に係る申請対象

第5回申請のうち第1項に係る設備は、所内通信連絡設備に該当するページング装置、所内携帯電話、業務用無線設備(アナログ式、デジタル式)である。新たな要求事項に対する適合確認を行う。

2.2 第2項の要求に係る申請対象

第5回申請のうち第2項に係る設備は、所外通信連絡設備に該当する緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話である。新たな要求事項に対する適合確認を行う。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項

説明書での申請内容に関する補足説明を添付2に示す。

添付 1

申請対象設備の「技術基準規則 第 25 条 通信連絡設備」への適合要否及び既認可からの変更について

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
76	濃縮施設	UF処理設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号一般バージ系コールドトラップ)	-	2	式	5	新設	非安重	第3類	2号一般バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器・原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (原料シリンダ槽入口圧力計) (番号96) ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	-	-	通信連絡に用いる設備ではないため対象外とする。
79	濃縮施設	均質・ブレンド設備	2号均質槽	2号発回均質棟	6	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
80	濃縮施設	均質・ブレンド設備	2号製品シリンダ槽 (加熱器なし)	2号発回均質棟	5	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
81	濃縮施設	均質・ブレンド設備	2号製品シリンダ槽 (加熱器あり)	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
82	濃縮施設	均質・ブレンド設備	2号原料シリンダ槽	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
83	濃縮施設	均質・ブレンド設備	2号サンプル小分け装置	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
84	濃縮施設	均質・ブレンド設備	2号工用モニタ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
85	濃縮施設	均質・ブレンド設備	2号局所排気装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
86	濃縮施設	均質・ブレンド設備	中間製品容器	1号発回均質棟 2号発回均質棟	45	本	5	既設	非安重	-		-	-	同上
87	濃縮施設	均質・ブレンド設備	主要配管 (均質・ブレンド系)	2号発回均質棟	-	式	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
88	濃縮施設	均質・ブレンド設備	防護カバー	2号発回均質棟	-	式	5	新設	非安重	1G		-	-	同上
89	濃縮施設	均質・ブレンド設備	均質槽内圧力計	2号発回均質棟	6	台	5	改造	非安重	第3類		-	-	同上
90	濃縮施設	均質・ブレンド設備	中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計)	2号発回均質棟	12	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
91	濃縮施設	均質・ブレンド設備	均質槽内温度計	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
92	濃縮施設	均質・ブレンド設備	均質槽シリンダ重量計	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
93	濃縮施設	均質・ブレンド設備	製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (製品シリンダ槽入口圧力計)	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
94	濃縮施設	均質・ブレンド設備	製品シリンダ槽 (F) 内温度計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
95	濃縮施設	均質・ブレンド設備	製品シリンダ槽シリンダ重量計	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
96	濃縮施設	均質・ブレンド設備	原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (原料シリンダ槽入口圧力計)	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
97	濃縮施設	均質・ブレンド設備	原料シリンダ槽内温度計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
98	濃縮施設	均質・ブレンド設備	原料シリンダ槽シリンダ重量計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
99	濃縮施設	均質・ブレンド設備	サンプルシリンダ内圧力計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
100	濃縮施設	均質・ブレンド設備	加熱箱温度計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
101	濃縮施設	均質・ブレンド設備	工用モニタUF濃度高によるUF6漏えい拡大防止のインターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器・2号工用モニタ (番号84) ※ ※当該検出器については、番号118, 122のインターロックと共用	-	-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五條第1項	第二十五條第2項	
102	濃縮施設	均質・ブレンドング設備	減圧槽故障による均質槽加熱停止インターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・減圧槽内圧力計 (番号133) ・減圧槽入口配管温度計 (番号134)	-	-	同上
103	濃縮施設	均質・ブレンドング設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号局所排風機 (番号211)	-	-	同上
104	濃縮施設	均質・ブレンドング設備	均質槽槽内圧力異常高による運転停止のインターロック (2号均質槽)	-	6	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽内圧力計 (番号89)	-	-	同上
105	濃縮施設	均質・ブレンドング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号均質槽)	-	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90) ・均質槽内温度計 (番号91)	-	-	同上
106	濃縮施設	均質・ブレンドング設備	UF6シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号均質槽 (番号79)	-	-	同上
107	濃縮施設	均質・ブレンドング設備	地震発生時のUF6漏えい防止インターロック (2号均質槽)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	同上
108	濃縮施設	均質・ブレンドング設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号均質槽)	-	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽シリンダ重量計 (番号92)	-	-	同上
109	濃縮施設	均質・ブレンドング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号均質槽)	-	12	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (製品シリンダ槽入口圧力計) (番号93) ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	-	-	同上

【今回申請】欄
 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの）
 △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの）
 -：条文要求を受けないもの
 ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五條第1項	第二十五條第2項	
110	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (製品シリンダ槽入口圧力計) (番号93) ・製品シリンダ槽 (F) 内温度計 (番号94)	-	-	同上
111	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	同上
112	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ槽シリンダ重量計 (番号95)	-	-	同上
113	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	3	式	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90) ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (製品シリンダ槽入口圧力計) (番号93)	-	-	同上
114	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (原料シリンダ槽入口圧力計) (番号96) ・原料シリンダ槽内温度計 (番号97)	-	-	同上
115	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	同上

【今回申請】欄
○：適合性確認を実施するもの (要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの)
△：適合性について既認可から変更がないもの (要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの)
-：条文要求を受けないもの
※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五條第1項	第二十五條第2項	
116	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器・原料シリンダ槽シリンダ重量計 (番号98)	-	-	同上
117	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	1	式	5	新設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	-	-	同上
118	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	工程用モニタHF濃度高によるUF6漏えい拡大防止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器・2号工程用モニタ (番号84) ※ ※当該検出器については、番号101、122のインターロックと共用	-	-	同上
119	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器・2号局所排風機 (番号211)	-	-	同上
120	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	サンプルシリンダ圧力異常高又は小分け装置温度異常高による加熱停止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器・サンプルシリンダ内圧力計 (番号99) ・加熱箱温度計 (番号100)	-	-	同上
121	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器・地震計 (番号11、12) ※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	-	-	同上
122	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	工程用モニタHF濃度高によるUF6漏えい拡大防止のインターロック (2号局所排気装置)	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器・2号工程用モニタ (番号84) ※ ※当該検出器については、番号101、118のインターロックと共用	-	-	同上

【今回申請】欄
 ○：適合性確認を実施するもの (要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの)
 △：適合性について既認可から変更がないもの (要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの)
 -：条文要求を受けないもの

※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五條第1項	第二十五條第2項	
123	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時のUF6漏えい防止インターロック (2号局所排気装置)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	同上
124	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系コールドトラップ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
125	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号減圧槽	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
126	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
127	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃)	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
128	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系ブースタポンプ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
129	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系ロータリポンプ	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
130	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	主要配管 (均質バージ系)	2号発回均質棟	-	式	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
131	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質バージ系コールドトラップ内圧力計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
132	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質バージ系コールドトラップ内温度計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
133	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽内圧力計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		-	-	同上
134	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽入口配管温度計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		-	-	同上
135	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号均質バージ系コールドトラップ)	-	2	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器・均質バージ系コールドトラップ内圧力計 (番号131) ・均質バージ系コールドトラップ内温度計 (番号132)	-	-	同上
136	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号均質バージ系コールドトラップ)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	同上
137	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号均質バージ系コールドトラップ)	-	1	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	-	-	同上

【今回申請】欄
○：適合性確認を実施するもの (要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの)
△：適合性について既認可から変更がないもの (要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの)
-：条文要求を受けないもの

※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五條第1項	第二十五條第2項	
138	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	ロータリポンプ停止に伴う入口弁開のインターロック (2号均質バージ系ロータリポンプ)	-	4	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バージ系ロータリポンプに係るインターロック 検出器 ・2号均質バージ系ロータリポンプ (番号129)	-	-	同上
139-1	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	カバー	2号発回均質棟	1	式	5	新設	非安重	1G		-	-	同上
139-2	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	シート	2号発回均質棟	1	式	5	新設	非安重	第3類		-	-	同上
143	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	組	5	既設	非安重	-		-	-	同上
144	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 30B	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	1	組	5	改造	非安重	-		-	-	同上
145	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器	2号発回均質棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	21	本	5	改造	非安重	-		-	-	同上
146	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y置台 (原料シリンダ (充填))	Aウラン貯蔵庫	228	組	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
147	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 30B置台	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	300	組	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
148	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y置台 (廃品シリンダ (充填))	Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	750	組	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
149	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	中間製品容器置台	1号発回均質棟 2号発回均質棟	46	組	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
150	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器置台	2号発回均質棟	21	組	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
151	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (A)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
152	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (B)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
153	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (C)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
154	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (D)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
155	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (E)	搬出入棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
156	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (G)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上

【今回申請】欄
○：適合性確認を実施するもの (要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの)
△：適合性について既認可から変更がないもの (要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの)
-：条文要求を受けないもの

※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五條第1項	第二十五條第2項	
157	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (H)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
158	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (I)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
159	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (J)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
160	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (K)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
161	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (L)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
162	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (M)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
163	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (N)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
164	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (O)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
165	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (P)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
166	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	均質室天井走行クレーン	1号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
167	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	2号発回均質室天井走行クレーン	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
168	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬送台車	ウラン貯蔵・廃棄物建屋	1	台	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
169	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬送台車	ウラン濃縮建屋 ウラン貯蔵・廃棄物建屋	5	台	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
214	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	洗缶廃水貯槽	中央操作棟	4	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
215	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	凝集槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上

【今回申請】欄
 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの）
 △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの）
 -：条文要求を受けないもの
 ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
216	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	管理廃水処理脱水機	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		—	—	同上
217	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	脱水ろ液タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		—	—	同上
218	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	凝集槽送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		—	—	同上
219	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	脱水機凝集液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	1G		—	—	同上
220	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	主要放射性廃水配管(高放射性廃水処理系)	中央操作棟	—	式	5	既設	非自重	1G		—	—	同上
221	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	機A	中央操作棟	—	—	5	既設	非自重	第2類		—	—	同上
222	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	機B	中央操作棟	—	—	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
223	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	凝集槽液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
224	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	脱水ろ液タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
225	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	受入れ停止による漏えい防止機能(凝集槽)	—	—	式	5	既設	非自重	第3類	凝集槽に係るインターロック 検出器 ・凝集槽液位計(番号223)	—	—	同上
226	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	受入れ停止による漏えい防止機能(脱水ろ液タンク)	—	—	式	5	既設	非自重	第3類	脱水ろ液タンクに係るインターロック 検出器 ・脱水ろ液タンク液位計(番号224)	—	—	同上
227	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	分析廃水ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
228	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	第1廃水調整ピット	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
229	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	第1反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
230	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	第2反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
231	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	凝集沈殿槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
232	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	汚泥タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
233	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	凝沈処理水ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
234	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	砂ろ過塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
235	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	管理廃水処理第1活性炭吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
236	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	マイクロフィルタ	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
237	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	ろ過器循環タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
238	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	ろ過器	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
239	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	ろ過器逆洗タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
240	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	ろ過水pH調整タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
241	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	ろ過器処理水タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
242	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	弗素吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上
243	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備(管理廃水処理設備)	ウラン吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非自重	第3類		—	—	同上

【今回申請】欄
 ○：適合性確認を実施するもの(要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの)
 △：適合性について既認可から変更がないもの(要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの)
 —：条文要求を受けないもの
 ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五條第1項	第二十五條第2項	
244	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	イオン交換樹脂塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
245	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	中和タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
246	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	第1処理水ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
247	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	再生廃液ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
248	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	脱ろ液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
249	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	分析廃水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
250	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	第1反応タンク送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
251	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	管理廃水処理脱ろ機送泥ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
252	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	砂ろ過塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
253	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	ろ過器送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
254	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	ろ過器選洗ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
255	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	弗素吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
256	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	第1処理水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
257	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	再生廃液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
258	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	主要放射性廃水配管 (低放射性廃水処理系)	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
259	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	棟C	中央操作棟	—	—	5	既設	非安重	第2類		—	—	同上
260	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	棟D	中央操作棟	—	—	5	既設	非安重	第2類		—	—	同上
261	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	分析廃水ピット液位スイッチ	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
262	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	第1廃水調整ピット液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
263	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	汚泥タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
264	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	漏えい防止機能 (廃水液面異常高警報) (分析廃水ピット)	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	分析廃水ピットに係るインターロック ・ 検出器 ・ 分析廃水ピット液位スイッチ (番号261)	—	—	同上
265	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 (管理廃水処理設備)	漏えい防止機能 (廃水液面異常高警報) (第1廃水調整ピット)	—	2	式	5	既設	非安重	第3類	第1廃水調整ピットに係るインターロック ・ 検出器 ・ 第1廃水調整ピット液位計 (番号262)	—	—	同上

【今回申請】欄
○：適合性確認を実施するもの (要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの)
△：適合性について既設時から変更がないもの (要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの)
—：条文要求を受けないもの

※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
303	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	HFセンサ	中央操作棟 2号発回均質棟 1号発回均質棟 2号カスケード棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	30	台	5	新設	非安重	1G, 第2類		—	—	通信連絡に用いる設備ではないため対象外とする。
304	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタA	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類		—	—	同上
305	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタB	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類		—	—	同上
317	その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備 (均質槽防護カバー内の感知器)	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	第3類		—	—	同上
318	その他の加工施設	非常用設備	温度センサ	2号発回均質棟 1号発回均質棟	22	台	5	新設	非安重	1G		—	—	同上
322	その他の加工施設	非常用設備	火災防護板	2号発回均質棟 1号発回均質棟	—	式	4, 5	新設	非安重	第3類		—	—	同上
327	その他の加工施設	非常用設備 (遠隔消火設備)	ハロンボンベ (2号中間室, 2号発回均質室用)	中央操作棟 1号発回均質棟	19	本	5	新設	非安重	第3類		—	—	同上
328	その他の加工施設	非常用設備 (遠隔消火設備)	ハロンボンベ (1号均質室用)	1号発回均質棟	4	本	5	新設	非安重	第3類		—	—	同上
329	その他の加工施設	非常用設備 (遠隔消火設備)	主要配管 (ハロン消火系)	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非安重	第3類		—	—	同上
330	その他の加工施設	非常用設備 (遠隔消火設備)	二酸化炭素ボンベ (2号中間室用)	中央操作棟 渡り廊下	22	本	5	新設	非安重	第3類		—	—	同上
331	その他の加工施設	非常用設備 (遠隔消火設備)	二酸化炭素ボンベ (2号発回均質室用)	中央操作棟 渡り廊下	25	本	5	新設	非安重	第3類		—	—	同上
332	その他の加工施設	非常用設備 (遠隔消火設備)	二酸化炭素ボンベ (1号均質室用)	1号発回均質棟	7	本	5	新設	非安重	第3類		—	—	同上
333	その他の加工施設	非常用設備 (遠隔消火設備)	主要配管 (二酸化炭素消火系)	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非安重	第3類		—	—	同上
334	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物 (ウラン濃縮建屋)	—	—	—	5	改造	非安重	第3類		—	—	同上
335	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋)	—	—	—	5	改造	非安重	第3類		—	—	同上
352	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備	サンプル保管戸棚	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第2類		—	—	同上
358	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計A	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類		—	—	同上
359	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計B	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類		—	—	同上
360	その他の加工施設	洗缶設備	洗缶架台	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		—	—	同上
361	その他の加工施設	除染設備	除染ハウス	中央操作棟	1	式	5	改造	非安重	第3類		—	—	同上
362	その他の加工施設	除染設備	除染排気処理装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類		—	—	同上
363	その他の加工施設	除染設備	除染排風機	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類		—	—	同上
364	その他の加工施設	除染設備	主要除染ダクト	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
365	その他の加工施設	除染設備	ドライクリーニング装置	中央操作棟	1	台	5	撤去	—	—		—	—	撤去機器のため対象外とする。
366	その他の加工施設	通信連絡設備 (所内通信連絡設備)	ページング装置	事務所, 工場等	99	台	5	既設	非安重	第3類		○	—	所内通信連絡設備に該当するため対象とする。
367	その他の加工施設	通信連絡設備 (所内通信連絡設備)	所内携帯電話	—	187	台	5	既設	非安重	第3類		○	—	同上
368-1	その他の加工施設	通信連絡設備 (所内通信連絡設備)	業務用無線設備 (アナログ式)	事務所, 工場等	33	台	5	既設	非安重	第3類		○	—	同上
368-2	その他の加工施設	通信連絡設備 (所内通信連絡設備)	業務用無線設備 (デジタル式)	事務所, 工場等	35	台	5	既設	非安重	第3類		○	—	同上
369	その他の加工施設	通信連絡設備 (所外通信連絡設備)	緊急時電話回線	事務所	13	回線	5	既設	非安重	第3類		—	○	所外通信連絡設備に該当するため対象とする。
370	その他の加工施設	通信連絡設備 (所外通信連絡設備)	ファクシミリ装置	事務所等	4	台	5	既設	非安重	第3類		—	○	同上
371	その他の加工施設	通信連絡設備 (所外通信連絡設備)	携帯電話	—	29	台	5	既設	非安重	第3類		—	○	同上

【今回申請】欄
 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの）
 △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの）
 —：条文要求を受けないもの

※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
372	その他の加工施設	通信連絡設備 (別外通信連絡設備)	衛星電話	事務所、工場等	5	台	5	既設	非安重	第3類	
373	その他の加工施設	緊急時対策所	緊急時対策所(事業部対策本部室)	—	—	—	5	既設	非安重	第3類	
374	その他の加工施設	中央制御室	中央制御室	—	—	—	5	既設	非安重	第3類	
378	その他の加工施設	溢水防護設備	遮断弁	中央操作棟	—	式	5	新設	非安重	1G	
379	その他の加工施設	溢水防護設備	被水防護板	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	第3類	
380	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰(固定式)	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 1号カスケード棟	—	—	5	新設	非安重	1G	
381	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰(着脱式)	中央操作棟	—	—	5	新設	非安重	1G	
382	その他の加工施設	竜巻防護設備	竜巻防護扉	2号発回均質棟	1	基	5	新設	非安重	第3類	
383	その他の加工施設	竜巻防護設備	竜巻防護板(A,B)	2号発回均質棟	2	基	5	新設	非安重	第3類	

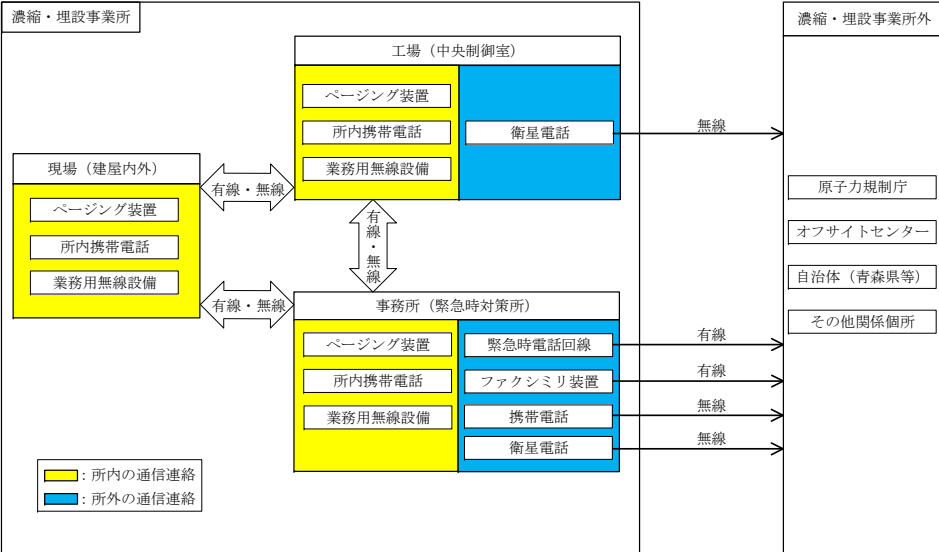
今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
通信連絡設備		【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの(要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの) △：適合性について既認可から変更がないもの(要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの) —：条文要求を受けないもの
第二十五条第1項	第二十五条第2項	※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
—	○	同上
—	—	通信連絡に用いる設備ではないため対象外とする。
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上

※備考欄の検出器名に記載の番号は、設工認申請書の「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」に記載の機器番号との紐づけを示す。

添付 2

変更内容に係る補足説明事項について

【第5回申請】

設工認申請書	補足説明	備考																																															
<p>1. 概要 本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第25条に基づき、通信連絡設備について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計基準事故時において、設計基準事故が発生した場所又は発生を確認した場所から、本施設の各所の者へ連絡を行う所内通信連絡設備及び事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う所外通信連絡設備を設置する。^(注1)^(注2)^(注3) また、通信連絡設備は、重大事故に至るおそれがある事故の対処においても使用する。</p> <p>3. 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備は、以下の設計とする。各設備の保有数及び保管場所等を表1に示す。</p> <p>(1) 所内通信連絡設備は、ページング装置、所内携帯電話及び業務用無線設備（デジタル式及びアナログ式）を設置するとともに、異なる仕様の回線（無線及び有線）をそれぞれ複数配備することにより、多様性を確保した設計とする。 また、設計基準事故時等において、本施設の各所の者へ警報の発報、退避の指示及び作業の指示を行うことができる設計とする。</p> <p>a. ページング装置は、事務所（緊急時対策所等）、工場（中央制御室等）及び屋外に設置し、ハンドセット及びスピーカを用いて、事業所内の各所の者への指令及び連絡並びに中央制御室からサイレンの鳴動及び音声による警報機能を有する設計とする。スピーカ及びハンドセットの配置は、本施設内各所への指令及び連絡が可能な配置とする。ページング装置の配置を図-1に示す。</p> <p>b. 所内携帯電話は、非常時対策組織の要員に個人配付し、事業所内の各所の者への指令及び連絡が行える設計とする。</p> <p>c. 業務用無線設備（デジタル式及びアナログ式）は、事務所（緊急時対策所等）、工場（中央制御室等）及びその他保管場所（資機材置場）に設置し、事業所内の各所の者への指令及び連絡が行える設計とする。</p> <p>4. 所外通信連絡設備 所外通信連絡設備は、以下の設計とする。各設備の保有数及び保管場所等を表1に示す。</p> <p>(1) 所外通信連絡設備は、緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話及び衛星電話を設置するとともに、所外通信連絡設備は、複数の通信回線により、また、複数の設備を配備することにより、多様性を確保した設計とする。 また、設計基準事故時等において、国等の事業所外の必要箇所に設計基準事故等の発生に係る通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備のうち、緊急時電話回線並びにファクシミリ装置及び携帯電話の一部は、専用通信回線に接続し、輻輳による使用制限又は通信事業者による通信制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>a. 緊急時電話回線は、事務所（緊急時対策所）（事業部対策本部室）に設置し、電気通信事業者回線を用いて、事業所外と連絡が行える設計とする。</p> <p>b. ファクシミリ装置は、事務所（緊急時対策所）（事業部対策本部室）及びその他保管場所（正門警備所）に設置し、電気通信事業者回線を用いて、情報を書面により事業所外と連絡が行える設計とする。</p> <p>c. 携帯電話は、非常時対策組織本部及び実施組織と支援組織の各班長へ個人配付し、電気通信事業者回線を用いて、事業所外と連絡が行える設計とする。</p> <p>d. 衛星電話は、工場（中央制御室）、事務所（緊急時対策所）（事業部対策本部室）及びその他保管場所（北警備所及び正門警備所）に設置し、静止衛星や衛星基地局を経由して事業所外と連絡が行える設計とする。</p> <p>(2) 所外通信連絡設備は、廃棄物理施設と一部を共用する。共用する設備は、（緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話）は廃棄物理施設と一部を共用する。このため、であり、必要な個数を確保し、体制を整備することにより、両施設が同時に当該設備を使用した場合においても、対応可能な体制を整備することにより、共用によって本施設の安全性を損なうことはない。必要な機能（所外への通信連絡機能）を損なわない設計とする。</p>	<p>(注1) 新規制基準施行前から配備していた既設の設備について、改造、新設は行わないが、新たな要求である「技術基準規則 第25条 通信連絡設備」への適合を示すために、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備について申請する。</p> <p>(注2) 事業変更許可で示す記載内容は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1614 688 2730 1186"> <thead> <tr> <th>資機材</th> <th>保有数・容量</th> <th>主要保管場所</th> <th>外部電源喪失時の供給電源</th> <th>通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">所内通信連絡設備</td> <td>ページング装置</td> <td>工場各所、事務所に複数台</td> <td>工場、事務所</td> <td>バッテリー、非常用電源設備</td> <td>有線</td> </tr> <tr> <td>所内携帯電話</td> <td>—</td> <td>個人配布</td> <td>バッテリー</td> <td>無線</td> </tr> <tr> <td>業務用無線設備（アナログ式）</td> <td>非常時対策組織の実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、組数等を考慮した数量※1</td> <td>工場、事務所他[屋外資機材置場]</td> <td>バッテリー</td> <td>無線</td> </tr> <tr> <td>業務用無線設備（デジタル式）</td> <td>非常時対策組織の実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、組数等を考慮した数量※1</td> <td>工場、事務所他[屋外資機材置場]</td> <td>バッテリー</td> <td>無線</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所外通信連絡設備</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>緊急時対策所（事業部対策本部室）の本部、各班に各1台以上※1</td> <td>事務所[事務所、個人配布他]</td> <td>電気通信事業者の局舎より供給</td> <td>有線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ装置</td> <td>緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台</td> <td>事務所他</td> <td>非常用電源設備（コンセントに供給）</td> <td>有線</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>非常時対策組織の本部、班長の人数分※1</td> <td>個人配布</td> <td>バッテリー</td> <td>無線</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台</td> <td>工場、事務所他</td> <td>バッテリー</td> <td>無線</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 非常時対策組織の要員等を考慮した台数を配備する。</p> <p>(注3) 各通信連絡設備の使用イメージ図を以下に示す。</p> 	資機材	保有数・容量	主要保管場所	外部電源喪失時の供給電源	通信回線	所内通信連絡設備	ページング装置	工場各所、事務所に複数台	工場、事務所	バッテリー、非常用電源設備	有線	所内携帯電話	—	個人配布	バッテリー	無線	業務用無線設備（アナログ式）	非常時対策組織の実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、組数等を考慮した数量※1	工場、事務所他[屋外資機材置場]	バッテリー	無線	業務用無線設備（デジタル式）	非常時対策組織の実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、組数等を考慮した数量※1	工場、事務所他[屋外資機材置場]	バッテリー	無線	所外通信連絡設備	緊急時電話回線	緊急時対策所（事業部対策本部室）の本部、各班に各1台以上※1	事務所[事務所、個人配布他]	電気通信事業者の局舎より供給	有線	ファクシミリ装置	緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台	事務所他	非常用電源設備（コンセントに供給）	有線	携帯電話	非常時対策組織の本部、班長の人数分※1	個人配布	バッテリー	無線	衛星電話	緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台	工場、事務所他	バッテリー	無線	
資機材	保有数・容量	主要保管場所	外部電源喪失時の供給電源	通信回線																																													
所内通信連絡設備	ページング装置	工場各所、事務所に複数台	工場、事務所	バッテリー、非常用電源設備	有線																																												
	所内携帯電話	—	個人配布	バッテリー	無線																																												
	業務用無線設備（アナログ式）	非常時対策組織の実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、組数等を考慮した数量※1	工場、事務所他[屋外資機材置場]	バッテリー	無線																																												
	業務用無線設備（デジタル式）	非常時対策組織の実施組織各班、本部、現場指揮者等の活動場所、組数等を考慮した数量※1	工場、事務所他[屋外資機材置場]	バッテリー	無線																																												
所外通信連絡設備	緊急時電話回線	緊急時対策所（事業部対策本部室）の本部、各班に各1台以上※1	事務所[事務所、個人配布他]	電気通信事業者の局舎より供給	有線																																												
	ファクシミリ装置	緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台	事務所他	非常用電源設備（コンセントに供給）	有線																																												
	携帯電話	非常時対策組織の本部、班長の人数分※1	個人配布	バッテリー	無線																																												
	衛星電話	緊急時対策所（事業部対策本部室）他に複数台	工場、事務所他	バッテリー	無線																																												

※赤字で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

設工認申請書							補足説明					備考	
5. 外部電源喪失時への考慮 通信連絡設備は、外部電源喪失時に非常用電源設備に接続し、又はバッテリーを内蔵するものとし、外部電源が得られない場合でも動作可能な設計とする。各設備の外部電源喪失時の供給電源を表1に示す。							(注4) 左記のとおり、保有数(総数)及び各保管場所の保有数を明確化する。考え方は以下のとおり。						
表1 通信連絡設備一覧表 (注4) (注6)							各保管場所の保有数						
機器名称		保有数 ^{※1} (総数)	各保管場所の保有数 ^{※1} ^{※2}			外部電源喪失時の 供給電源	通信 回線	機器名称	保有数 (総数)	保有数	保管場所	保有数の考え方	
所内通信連絡設備	ページング装置	99台	事務所 (緊急時対策所等)	工場 (中央制御室等)	その他保管場所 ・屋外	バッテリー, 非常用 電源設備	有線	ページング装置	3台	事務所(緊急時対策所, 執 務室)に設置	本施設内各所への指令及び連絡が可 能なよう設置する。		
	所内携帯電話	187台	— ^{※3}	— ^{※3}	— ^{※3}	バッテリー	無線		90台	工場(中央制御室等)の各 所に設置			
	業務用無線設備 (アナログ式)	33台	12台	12台	9台	バッテリー	無線		6台	屋外に設置			
	業務用無線設備 (デジタル式)	35台	12台	12台	11台	バッテリー	無線	所内通信連絡設備					
所外通信連絡設備	緊急時電話回線 ^{※4} ^{※5}	13回線	13回線	—	—	電気通信事業者の 局舎より供給	有線	所内携帯電話	187台	(個人配付)	(個人配付)	非常時対策組織の全要員分	
	ファクシミリ装 置 ^{※4} ^{※5}	4台	3台	—	1台	バッテリー, 非常用 電源設備(コンセ ントに供給)	有線	業務用無線設備 (アナログ式)	33台	12台	事務所(緊急時対策所)	現場との連絡:6台(現場指揮者, 実 施組織5班) 予備:6台	
	携帯電話 ^{※4} ^{※5}	29台	— ^{※3}	— ^{※3}	— ^{※3}	バッテリー	無線	業務用無線設備 (デジタル式)	33台	12台	4台	工場(中央制御室)	緊急時対策所との連絡:2台(現場指 揮者, 実施組織1班) 予備:2台
	衛星電話 ^{※4}	5台	2台	1台	2台	バッテリー	無線			4台	工場(2F廊下)	緊急時対策所との連絡:2台(実施組 織2班) 予備:2台	
										2台	工場(更衣エリア)	緊急時対策所との連絡:1台(実施組 織1班) 予備:1台	
										2台	工場(放管室)	緊急時対策所との連絡:1台(実施組 織1班) 予備:1台	
								9台	その他(資機材置場)		全数予備		
								業務用無線設備 (デジタル式)	35台	12台	事務所(緊急時対策所)	(アナログ式の考え方に同じ)	
								業務用無線設備 (デジタル式)	35台	12台	4台	工場(中央制御室)	(アナログ式の考え方に同じ)
										4台	工場(2F廊下)	(アナログ式の考え方に同じ)	
										2台	工場(更衣エリア)	(アナログ式の考え方に同じ)	
										2台	工場(放管室)	(アナログ式の考え方に同じ)	
								11台	その他(資機材置場)		(アナログ式の考え方に同じ)		
								緊急時電 話回線 ^{※1} ^{※2}	13回線	13回線 ^{※1} ^{※2}	事務所(緊急時対策所)	社外機関との連絡:7回線(非常時対 策組織各班使用分) 予備:6台 全回線を埋設施設と共用	
								ファクシ ミリ装 置 ^{※1} ^{※2}	4台	3台 ^{※1} ^{※2}	事務所(緊急時対策所)	社外機関との連絡:2台(通報文送信 用, 補足資料送信用) 予備:1台 全数を埋設施設と共用	
								携帯電話 ^{※1} ^{※2}	29台	(個人配付) ^{※1} ^{※2}	(個人配付)	社外機関との連絡:29台(本部要員, 各班長) 29台のうち埋設施設と要員を同じと する3台を共用	
										1台	その他(正門警備所)	社外機関との連絡:1台(緊急時対策 所(代替)時に使用)	
								衛星電話 ^{※1}	5台	2台 ^{※1}	事務所(緊急時対策所)	社外機関との連絡:1台(緊急時電話 回線, 携帯電話不通時に使用) 予備:1台 全数を埋設施設と共用	
										1台	工場(中央制御室)	公設消防との連絡:1台(緊急時電話 回線, 携帯電話不通時に使用)	
										2台	1台	その他(北警備所)	消火専門隊との連絡:1台(緊急時電 話回線, 携帯電話不通時に使用)
										1台	その他(正門警備所)	社外機関との連絡:1台(緊急時対策 所(代替)時に使用)	
^{※1} : 保管場所及び保有数は、必要に応じ適宜改善する。 ^{※2} : 保管場所に保有数がない場合は、「—」とする。 ^{※3} : 個人配付により配備する。 ^{※4} : 廃棄物埋設施設と一部を共用する。 ^{※5} : 緊急時電話回線並びにファクシミリ装置及び携帯電話の一部は、専用通信回線に接続し、輻輳による使用制限又は通信事 業者による通信制限を受けることなく常時使用できる設計とする。							^{※1} : 廃棄物埋設施設との共用設備を示す。 ^{※2} : 専用通信回線に接続し、輻輳による使用制限を受けることなく常時使用できる設計とする。該当する機						

※赤字で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

設工認申請書	補足説明				備考																																																		
	<p>器の内訳は以下のとおり。 緊急時電話回線：全回線 ファクシミリ装置：緊急時対策所に設置している2台のうち、通報文送信用の1台 携帯電話：本部要員及び各班長に配付する29台のうち、21台</p> <p>(注5) 所外通信連絡設備の廃棄物埋設施設との共用の考え方は以下のとおり。両施設の同時発災を想定しても、以下の共用により支障のないことを、訓練等により確認している。</p> <p>【同一の機器を両施設で共用するもの】</p> <table border="1" data-bbox="1596 541 2742 726"> <tr> <td data-bbox="1596 541 1887 615">ファクシミリ装置</td> <td data-bbox="1887 541 2742 615">廃棄物埋設施設と本施設は同一の緊急時対策所（事業部対策本部室）で活動し、当該室に設置されたファクシミリ装置を両施設で共用する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 615 1887 726">携帯電話</td> <td data-bbox="1887 615 2742 726">廃棄物埋設施設と本施設の非常時対策組織の各班長のうち、広報班長、厚生班長及び資材班長は、両施設で要員を同じとしており、当該班長に配付する携帯電話を両施設で共用する。</td> </tr> </table> <p>【互いの施設の使用分を予備品として共用するもの】</p> <table border="1" data-bbox="1596 800 2742 911"> <tr> <td data-bbox="1596 800 1887 873">緊急時電話回線</td> <td data-bbox="1887 800 2742 873">廃棄物埋設施設と本施設の非常時対策組織の活動に必要な数量を両施設の各班に配付しているが、予備品として互いの施設の使用分を共用する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 873 1887 911">衛星電話</td> <td data-bbox="1887 873 2742 911">同上</td> </tr> </table> <p>(注6) 通信連絡設備は、重大事故に至るおそれがある事故の対処においても使用し、保安規定で以下のとおり定めている。保安規定で示す必要数と設工認で示す保有数の関係及び今後の対応を整理したものを別紙1に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1129 2742 1824"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1596 1129 2154 1182">資機材等</th> <th data-bbox="2154 1129 2318 1182">必要数</th> <th data-bbox="2318 1129 2504 1182">点検頻度</th> <th data-bbox="2504 1129 2742 1182">点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1596 1182 1754 1824" rowspan="8">通信連絡設備</td> <td data-bbox="1754 1182 2154 1245">ページング装置</td> <td data-bbox="2154 1182 2318 1245">1式</td> <td data-bbox="2318 1182 2504 1245">1回/年</td> <td data-bbox="2504 1182 2742 1245">外観、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 1245 2154 1318">所内携帯電話</td> <td data-bbox="2154 1245 2318 1318">非常時対策組織要員分</td> <td data-bbox="2318 1245 2504 1318">訓練の都度</td> <td data-bbox="2504 1245 2742 1318">外観、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 1318 2154 1381">業務用無線設備（アナログ式）</td> <td data-bbox="2154 1318 2318 1381">12台</td> <td data-bbox="2318 1318 2504 1381">1回/年</td> <td data-bbox="2504 1318 2742 1381">外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 1381 2154 1444">業務用無線設備（デジタル式）</td> <td data-bbox="2154 1381 2318 1444">12台</td> <td data-bbox="2318 1381 2504 1444">1回/年</td> <td data-bbox="2504 1381 2742 1444">外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 1444 2154 1518">緊急時電話回線</td> <td data-bbox="2154 1444 2318 1518">13回線</td> <td data-bbox="2318 1444 2504 1518">1回/年</td> <td data-bbox="2504 1444 2742 1518">外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 1518 2154 1654">《代替品》 他の通信連絡設備</td> <td data-bbox="2154 1518 2318 1654">所内携帯電話、携帯電話、衛星電話を含む</td> <td data-bbox="2318 1518 2504 1654">所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様</td> <td data-bbox="2504 1518 2742 1654">所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 1654 2154 1717">ファクシミリ装置</td> <td data-bbox="2154 1654 2318 1717">3台</td> <td data-bbox="2318 1654 2504 1717">1回/年</td> <td data-bbox="2504 1654 2742 1717">外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 1717 2154 1770">携帯電話</td> <td data-bbox="2154 1717 2318 1770">18台</td> <td data-bbox="2318 1717 2504 1770">1回/年</td> <td data-bbox="2504 1717 2742 1770">外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1754 1770 2154 1824">衛星電話</td> <td data-bbox="2154 1770 2318 1824">4台</td> <td data-bbox="2318 1770 2504 1824">1回/年</td> <td data-bbox="2504 1770 2742 1824">外観、員数、機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(加工施設保安規定 第49次改正 (2021年9月26日施行) より一部抜粋)</p>				ファクシミリ装置	廃棄物埋設施設と本施設は同一の緊急時対策所（事業部対策本部室）で活動し、当該室に設置されたファクシミリ装置を両施設で共用する。	携帯電話	廃棄物埋設施設と本施設の非常時対策組織の各班長のうち、広報班長、厚生班長及び資材班長は、両施設で要員を同じとしており、当該班長に配付する携帯電話を両施設で共用する。	緊急時電話回線	廃棄物埋設施設と本施設の非常時対策組織の活動に必要な数量を両施設の各班に配付しているが、予備品として互いの施設の使用分を共用する。	衛星電話	同上	資機材等		必要数	点検頻度	点検内容	通信連絡設備	ページング装置	1式	1回/年	外観、機能	所内携帯電話	非常時対策組織要員分	訓練の都度	外観、機能	業務用無線設備（アナログ式）	12台	1回/年	外観、員数、機能	業務用無線設備（デジタル式）	12台	1回/年	外観、員数、機能	緊急時電話回線	13回線	1回/年	外観、員数、機能	《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話を含む	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	ファクシミリ装置	3台	1回/年	外観、員数、機能	携帯電話	18台	1回/年	外観、員数、機能	衛星電話	4台	1回/年	外観、員数、機能	
ファクシミリ装置	廃棄物埋設施設と本施設は同一の緊急時対策所（事業部対策本部室）で活動し、当該室に設置されたファクシミリ装置を両施設で共用する。																																																						
携帯電話	廃棄物埋設施設と本施設の非常時対策組織の各班長のうち、広報班長、厚生班長及び資材班長は、両施設で要員を同じとしており、当該班長に配付する携帯電話を両施設で共用する。																																																						
緊急時電話回線	廃棄物埋設施設と本施設の非常時対策組織の活動に必要な数量を両施設の各班に配付しているが、予備品として互いの施設の使用分を共用する。																																																						
衛星電話	同上																																																						
資機材等		必要数	点検頻度	点検内容																																																			
通信連絡設備	ページング装置	1式	1回/年	外観、機能																																																			
	所内携帯電話	非常時対策組織要員分	訓練の都度	外観、機能																																																			
	業務用無線設備（アナログ式）	12台	1回/年	外観、員数、機能																																																			
	業務用無線設備（デジタル式）	12台	1回/年	外観、員数、機能																																																			
	緊急時電話回線	13回線	1回/年	外観、員数、機能																																																			
	《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話を含む	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様																																																			
	ファクシミリ装置	3台	1回/年	外観、員数、機能																																																			
	携帯電話	18台	1回/年	外観、員数、機能																																																			
衛星電話	4台	1回/年	外観、員数、機能																																																				

設工認申請書	補足説明	備考
<div data-bbox="368 808 1371 1180" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>図-1 (1/17) ~ (17/17) を次ページ以降に示す</p> </div> <div data-bbox="679 1669 1110 1705" style="color: red; margin-top: 200px;"> <p><u>図1 ページング装置 配置概略図</u> <small>(注6)</small></p> </div>	<p>(注6) ページング装置の配置概略図を新たに追加する。</p>	

※赤字で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

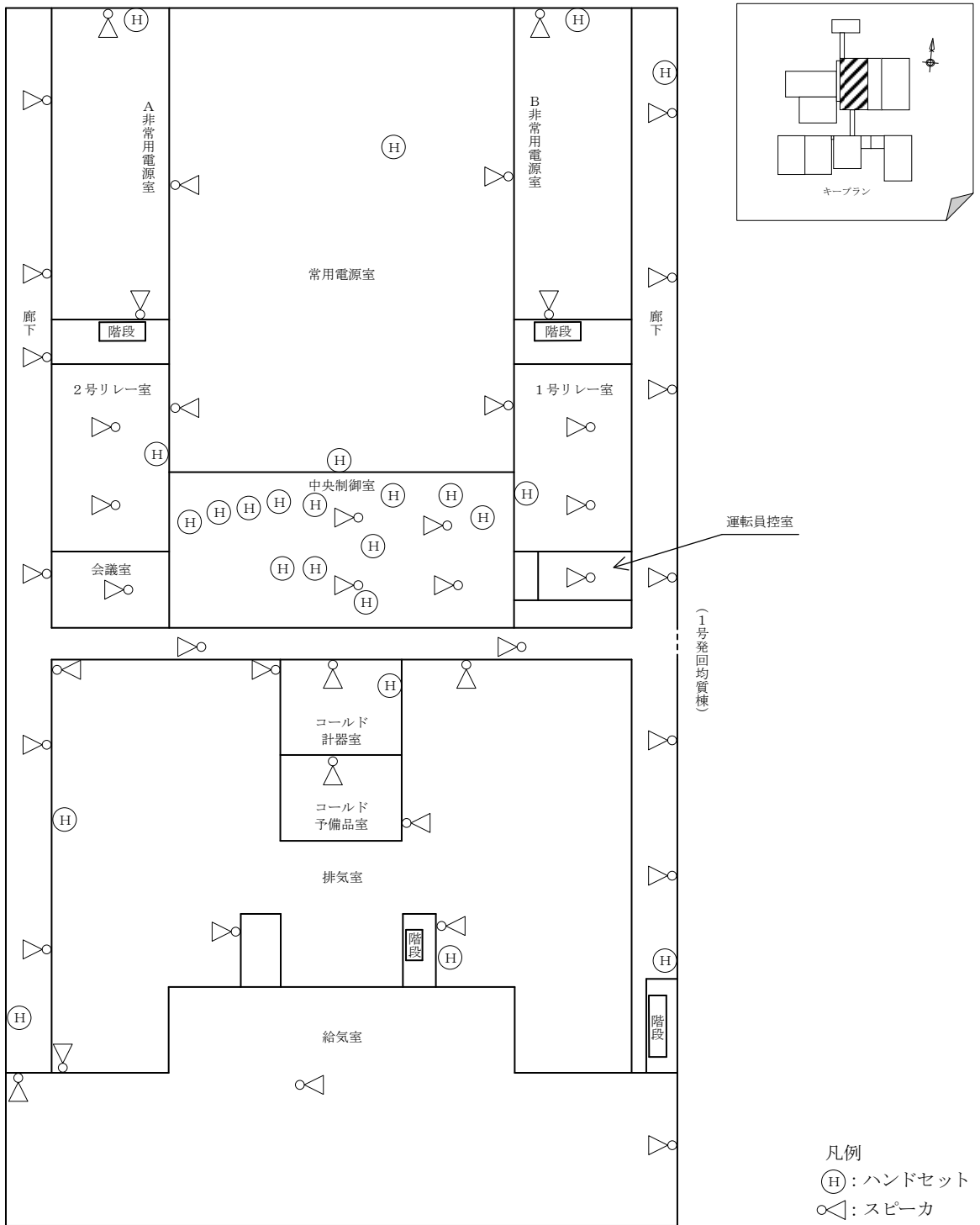


図-1 (2/17) ページング装置 配置概略図
 ウラン濃縮建屋 中央操作棟 2階

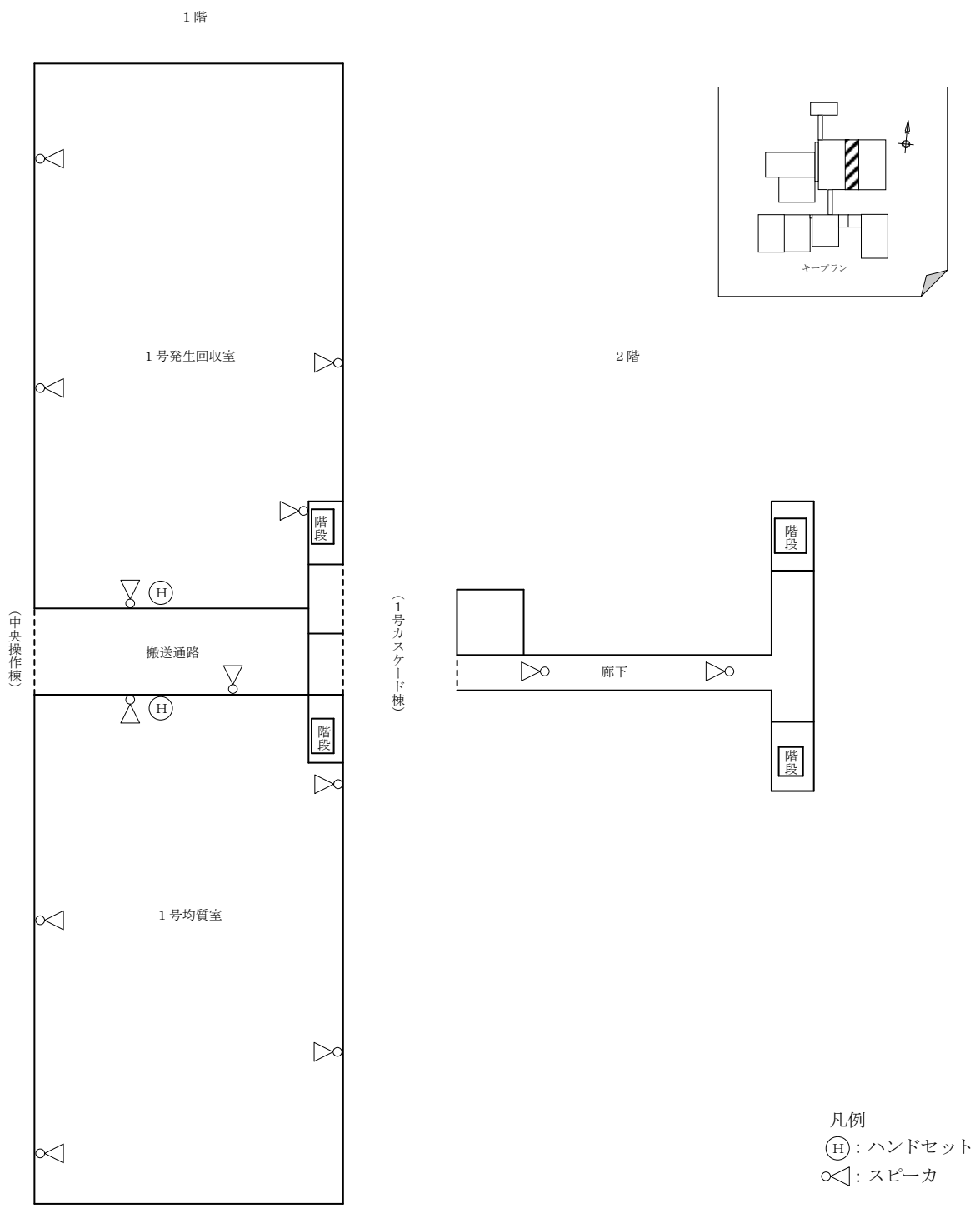


図-1 (3/17) ページング装置 配置概略図
 ウラン濃縮建屋 1号発回均質棟

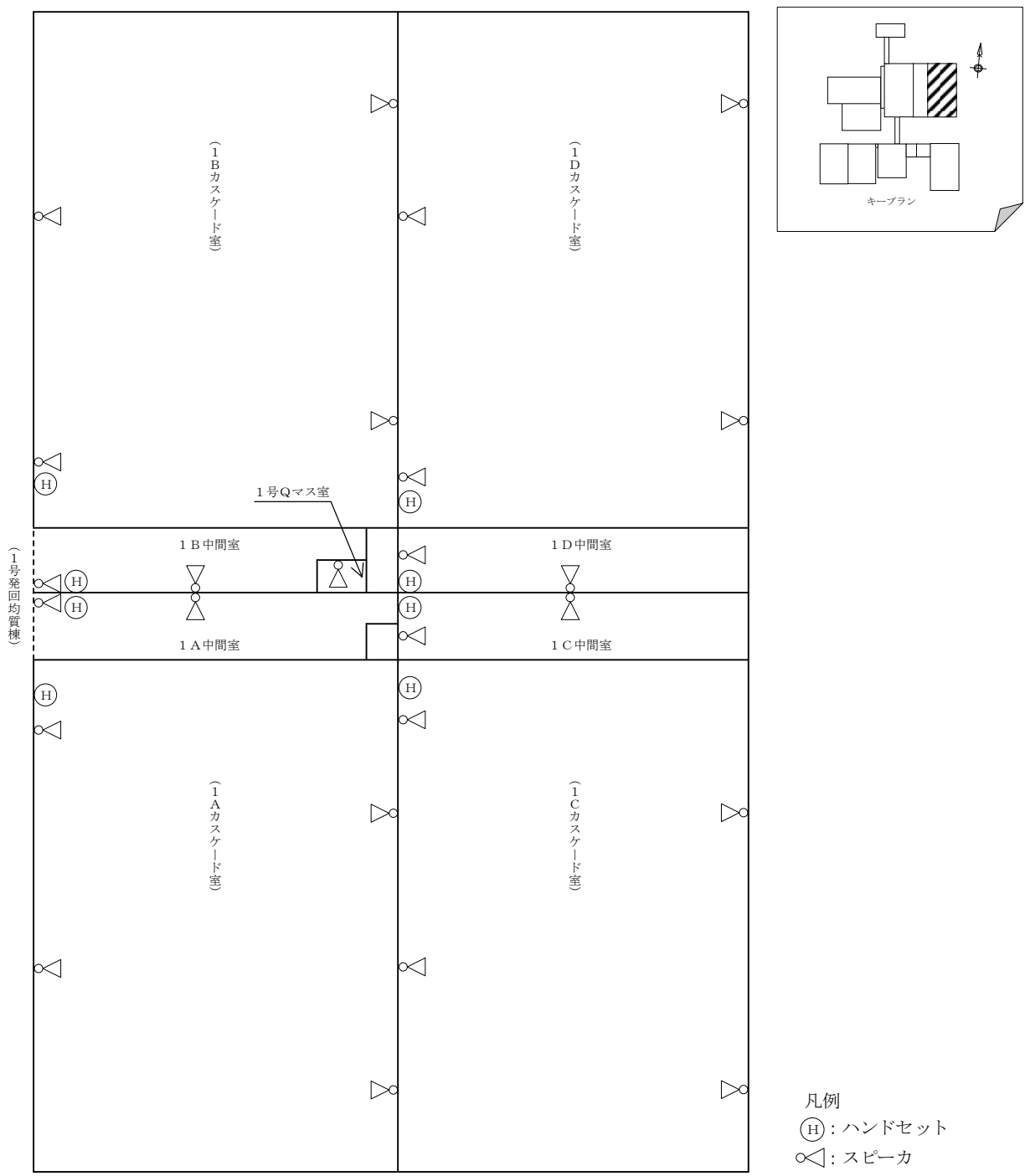
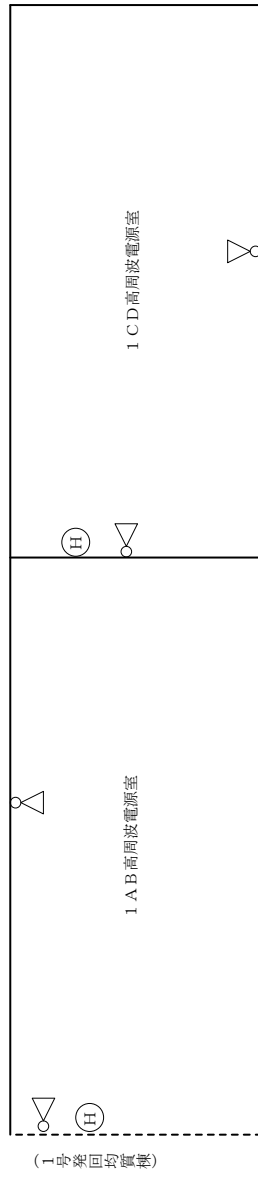
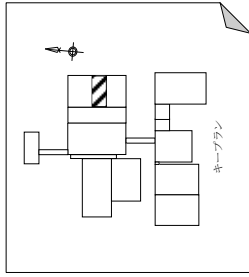


図-1 (4/17) ページング装置 配置概略図
 ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 1階



凡例
 (H): ハンドセット
 ∇: スピーカー

図-1 (5/17) ページング装置 配置概略図 ウラン濃縮建屋 1号カスケード棟 2階

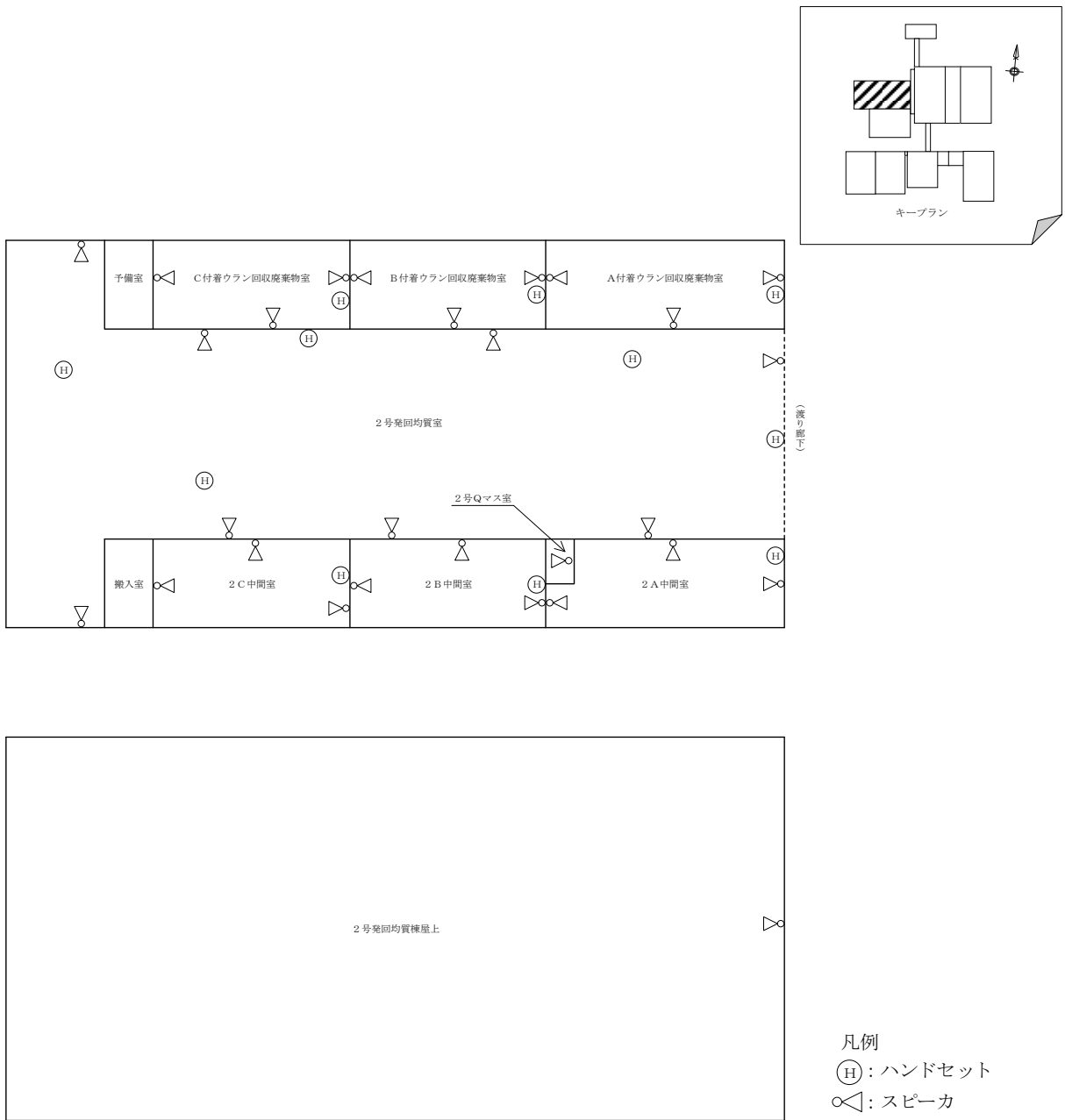
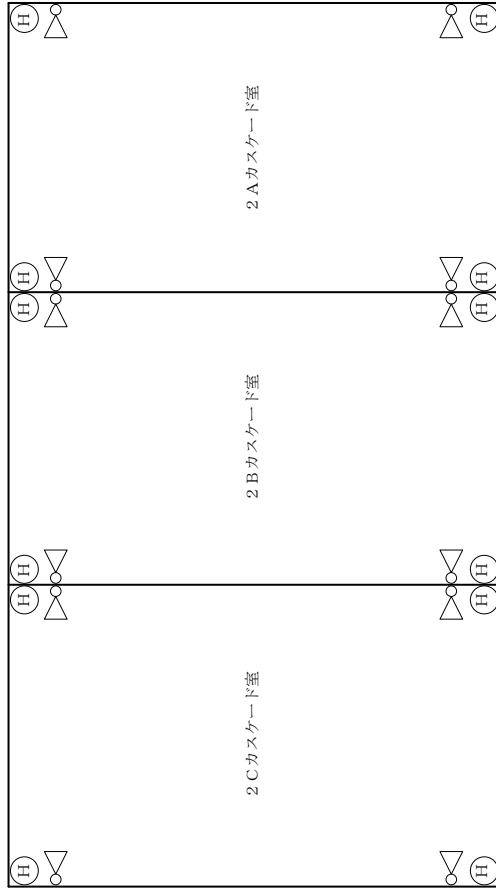
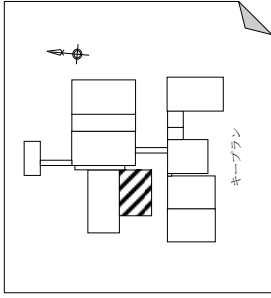


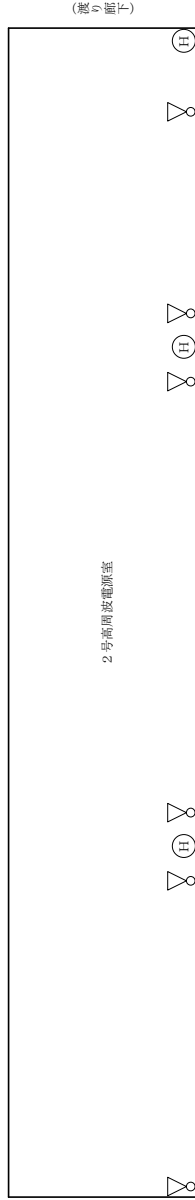
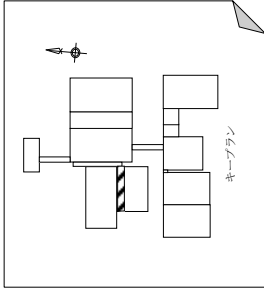
図-1 (6 / 17) ページング装置 配置概略図

ウラン濃縮建屋 2号発回均質棟



凡例
 (H) : ハンドセット
 △ : スピナー

図-1 (7 / 17) ページング装置 配置概略図 ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟 1階



凡例
 (H): ハンドセット
 ∇: スピーカー

図-1 (8/17) ページング装置 配置概略図 ウラン濃縮建屋 2号カスケード棟 2階

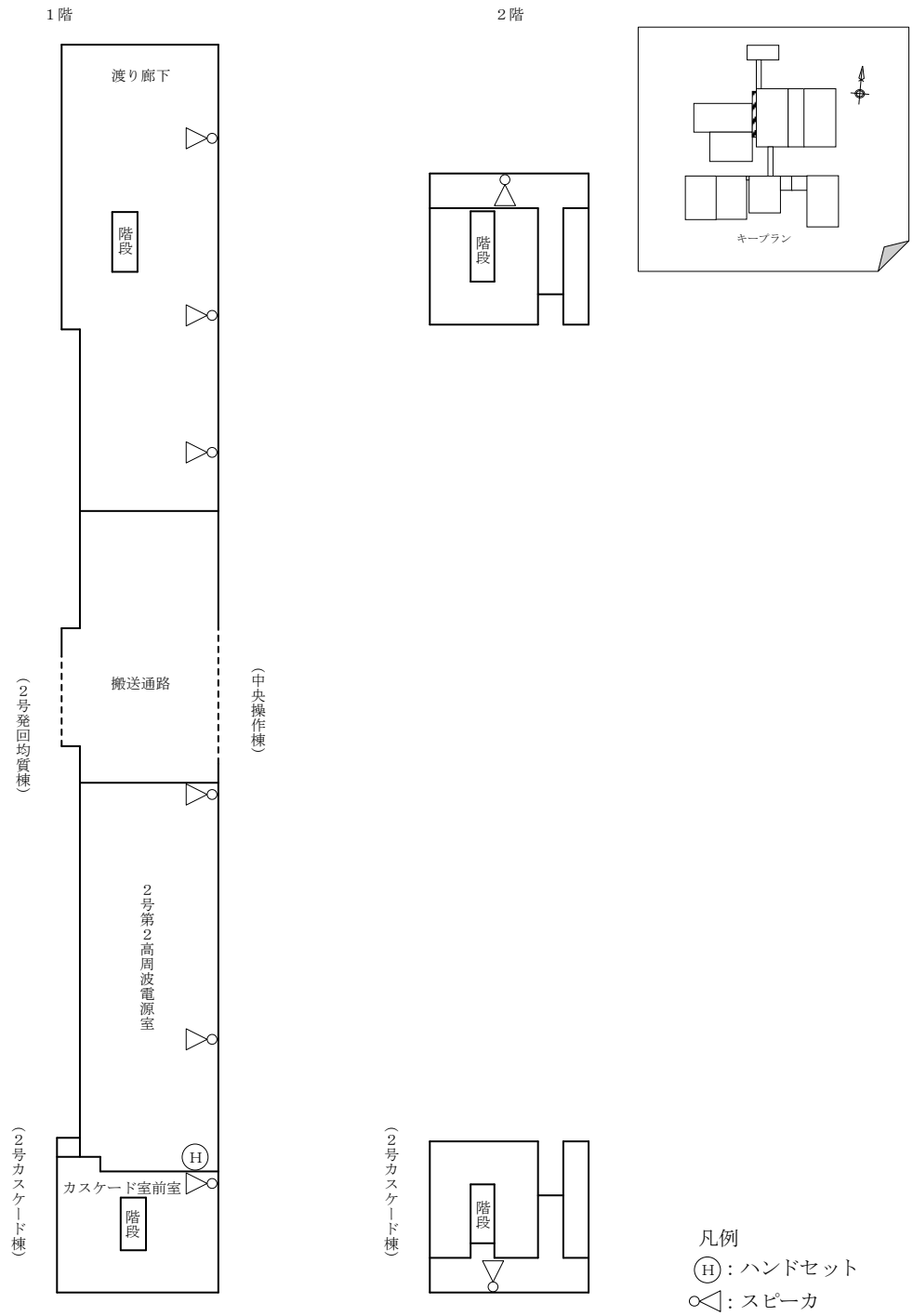
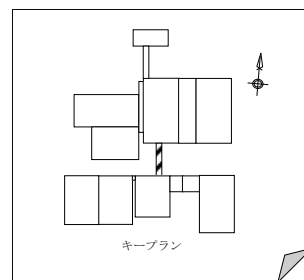
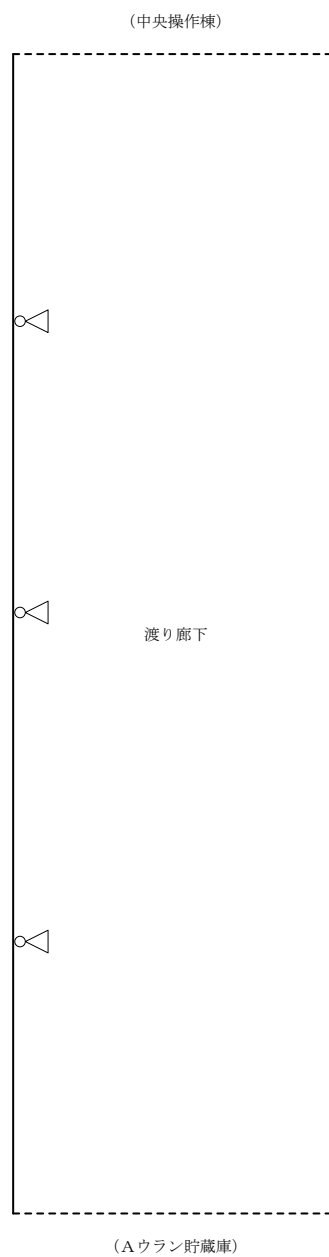


図-1 (10/17) ページング装置 配置概略図
渡り廊下 (中央操作棟-2号発回均質棟間)



- 凡例
- Ⓜ: ハンドセット
 - ⊲: スピーカ

図-1 (11/17) ページング装置 配置概略図
 渡り廊下 (中央操作棟-ウラン貯蔵・廃棄物建屋間)

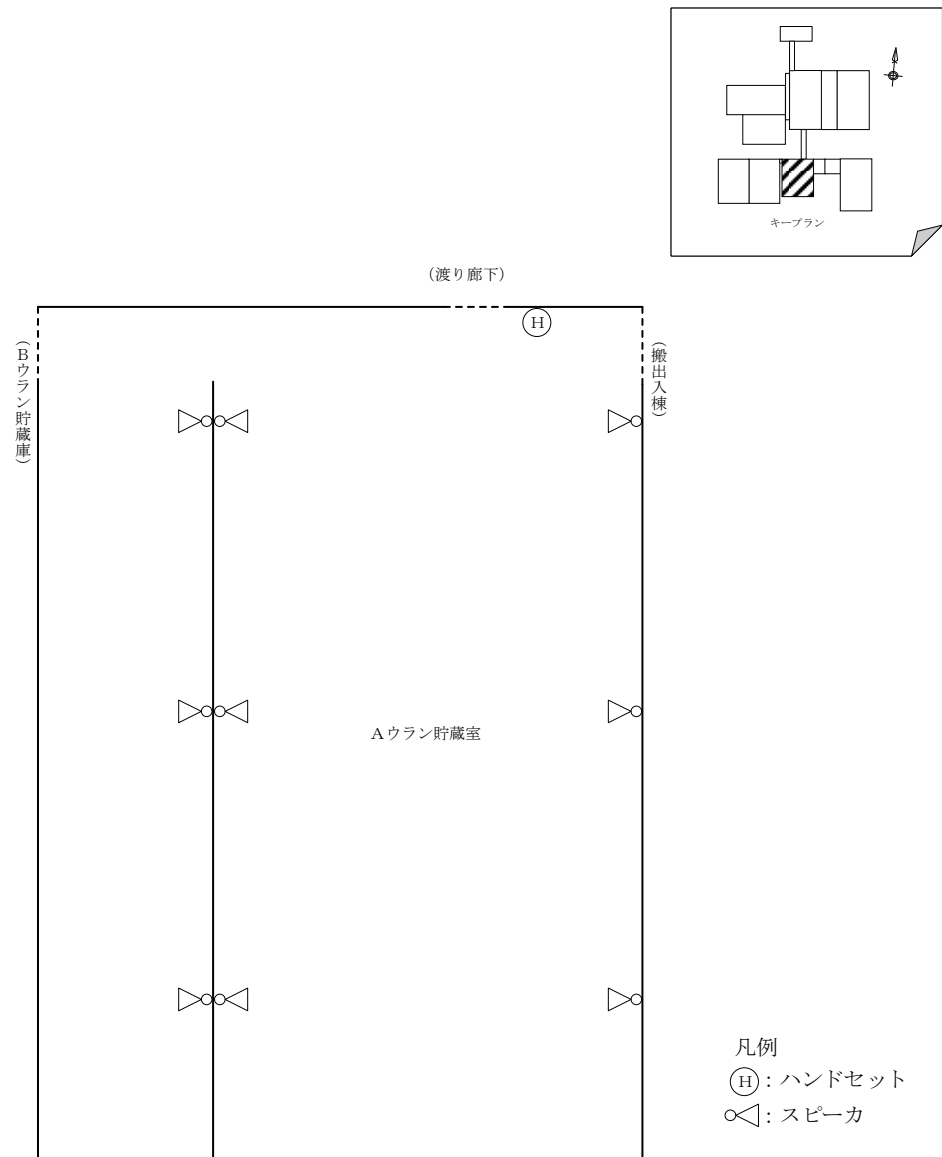


図-1 (12/17) ページング装置 配置概略図
 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 Aウラン貯蔵庫

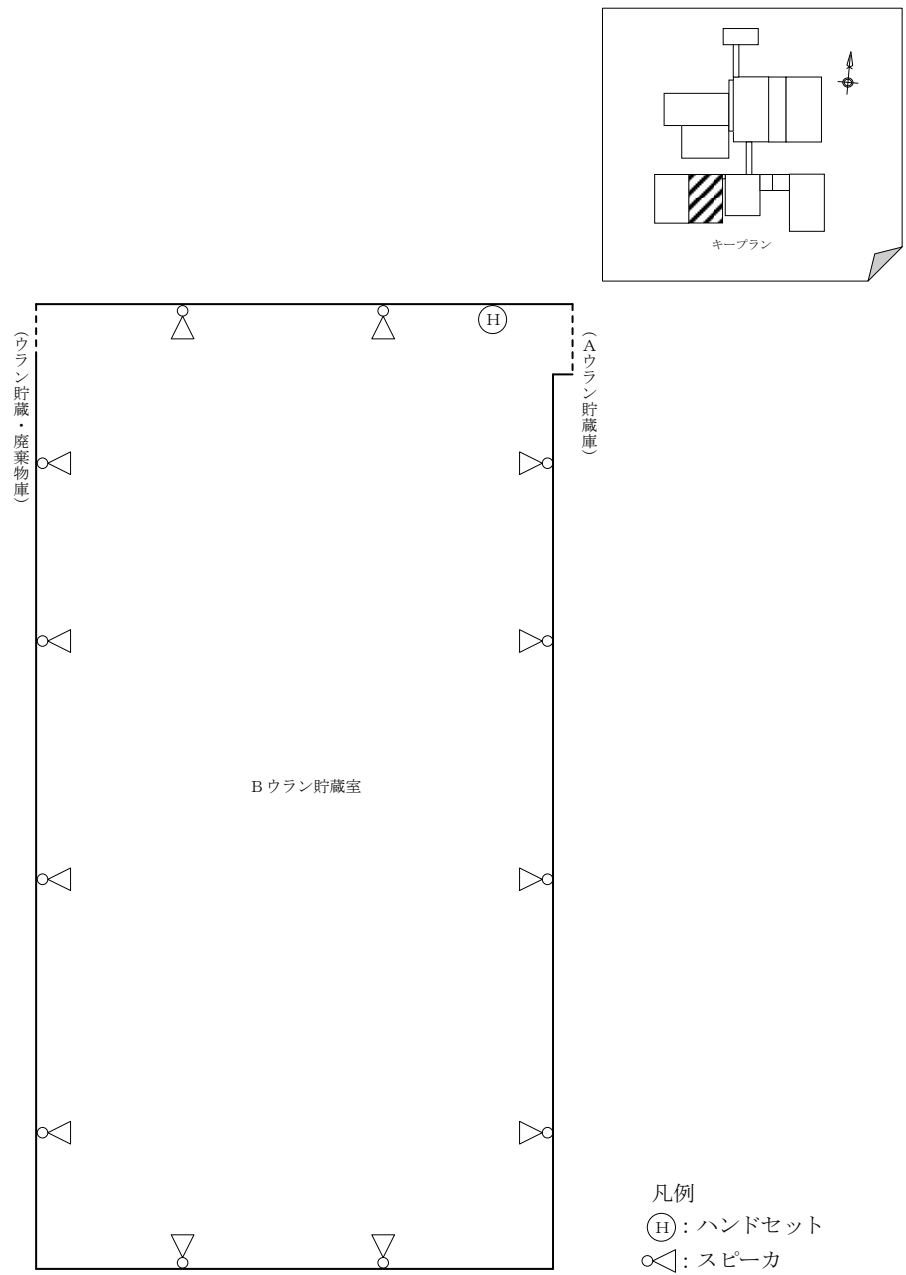
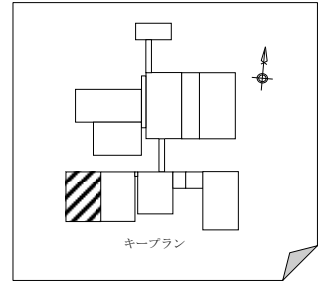
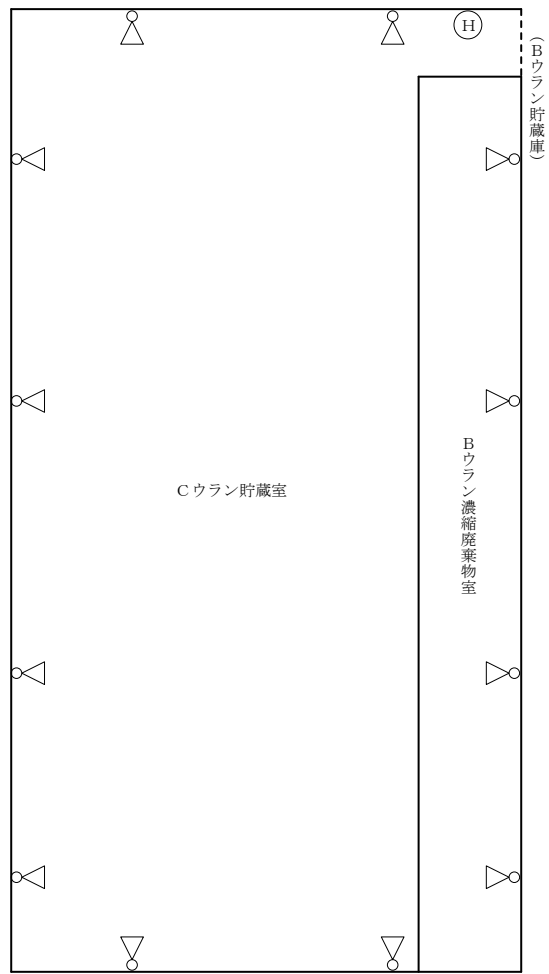
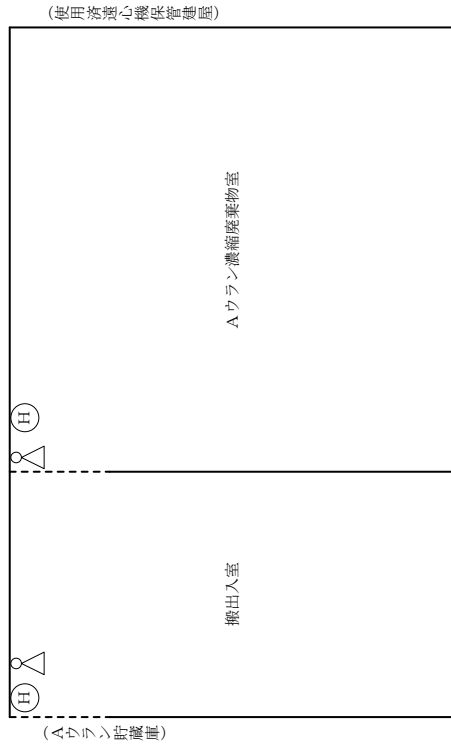
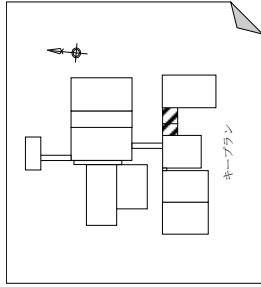


図-1 (13 / 17) ページング装置 配置概略図
 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 B ウラン貯蔵庫



- 凡例
 (H) : ハンドセット
 △ : スピーカ

図-1 (14/17) ページング装置 配置概略図
 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン貯蔵・廃棄物庫



凡例
 (H): ハンドセット
 ∞: スベーカー

図-1 (15/17) ページング装置 配置概略図
 ウラン貯蔵・廃棄物建屋 搬出入棟及びAウラン濃縮廃棄物建屋

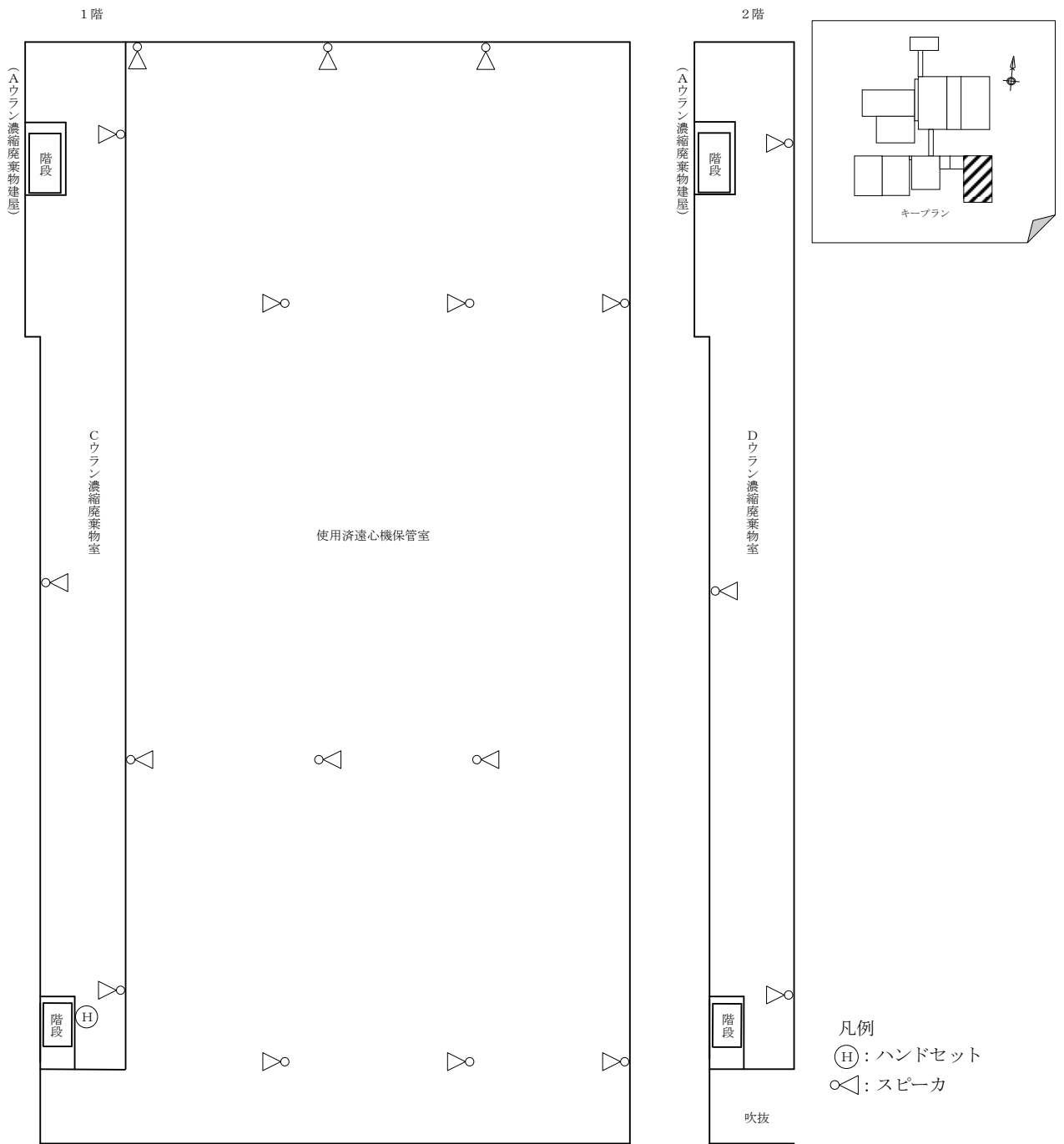
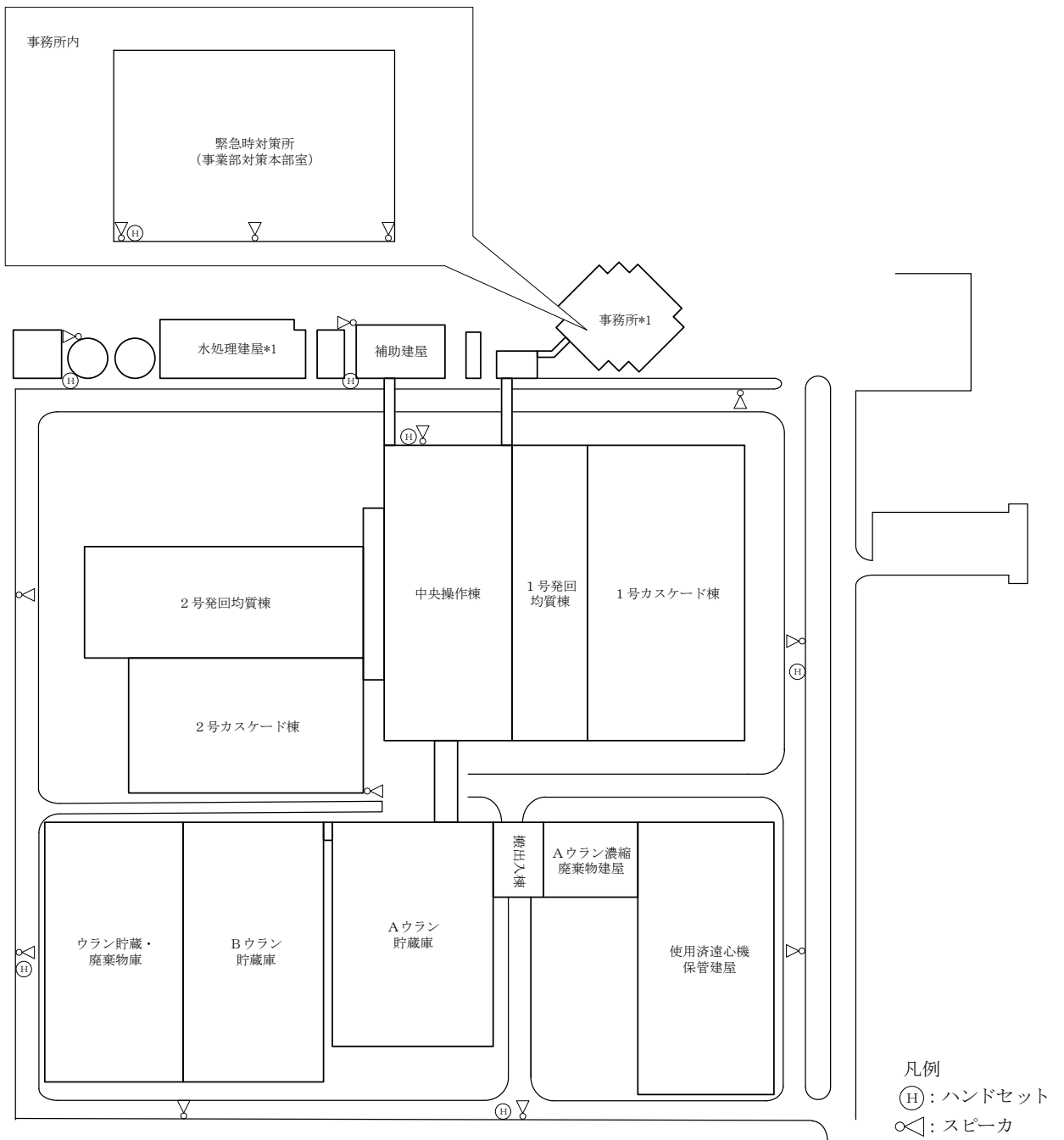


図-1 (16/17) ページング装置 配置概略図
使用済遠心機保管建屋



*1: 上記の他、事務所内の執務室及び水処理建屋内にページング装置を設置

図-1 (17/17) ページング装置 配置概略図
事務所及び屋外

保安規定で示す必要数と設工認で示す保有数の関係及び今後の対応方針について

1. 概要

通信連絡設備に関して、加工施設保安規定 第49次改正（2021年9月26日施行）（以下「保安規定」という。）で示す必要数と設工認で示す保有数の関係及び当該事項を踏まえた今後の対応方針について説明する。

2. 保安規定で示す必要数と設工認で示す保有数の関係

保安規定で示す必要数と設工認で示す保有数の関係を整理したものを補足表1に示す。

補足表1に示すとおり、保安規定に示す必要数と設工認で示す保有数が異なっており、保安規定で示す必要数は、緊急時電話回線^{※1}を除いて予備を含めない必要数を記載している。

※1：所外への通信連絡手段として緊急時電話回線を第一手段としていることから、予備回線も含めて必要数としている。

3. 今後の対応

設工認で示す保有数に含まれる予備の機器についても、技術基準適合のために必要な機器として示したものであり、常に機能維持及び管理が必要なことから、今後申請する新規制基準適合の保安規定変更認可申請において、設工認で示す保有数と整合を図るよう記載を変更する（予備も含めた必要数を記載することとする。）。

補足表1 保安規定で示す必要数と設工認で示す保有数の関係について

機器	保安規定		設工認			説明		
	必要数	保有数 (総数)	各保管場所の保有数					
			保有数	保管場所	保有数の考え方			
所内通信 連絡設備	ページング 装置	1式	99台	3台	事務所（緊急時対策所、執 務室）に設置	本施設内各所への指令及び連絡が可能な よう設置	✓保安規定で具体数の記 載なし	
				90台	工場（中央制御室等）の各 所に設置			
				6台	屋外に設置			
	所内携帯電話	非常時対策 組織要員分	187台	（個人配付）		非常時対策組織の全要員分	✓保安規定で具体数の記 載なし	
	業務用無線 設備 （アナログ 式）	12台	33台	12台	事務所（緊急時対策所）	<u>現場との連絡：6台（現場指揮者、実施組 織5班）</u> 予備：6台	✓保安規定の必要数は下 線部の12台	
				12台	4台	工場（中央制御室）		<u>緊急時対策所との連絡：2台（現場指揮者、 実施組織1班）</u> 予備：2台
					4台	工場（2F廊下）		<u>緊急時対策所との連絡：2台（実施組織2 班）</u> 予備：2台
					2台	工場（更衣エリア）		<u>緊急時対策所との連絡：1台（実施組織1 班）</u> 予備：1台
					2台	工場（放管室）		<u>緊急時対策所との連絡：1台（実施組織1 班）</u> 予備：1台
	9台	その他（資機材置場）	全数予備					

(前頁からのつづき)

資機材	保安規定	設工認					説明	
	必要数	保有数 (総数)	各保管場所の保有数					
			保有数	保管場所	保有数の考え方			
業務用無線 設備 (デジタル 式)	12 台	35 台	12 台	事務所 (緊急時対策所)	アナログ式と同様		✓アナログ式と同様	
			12 台	4 台	工場 (中央制御室)	アナログ式と同様		
				4 台	工場 (2F 廊下)	アナログ式と同様		
				2 台	工場 (更衣エリア)	アナログ式と同様		
				2 台	工場 (放管室)	アナログ式と同様		
			11 台	その他 (資機材置場)	アナログ式と同様			
所外 通信 連絡 設備	緊急時電話 回線 ※2	13 回線	13 回線	13 回線 ※2	事務所 (緊急時対策所)	<u>社外機関との連絡: 7 回線 (本部, 実施 組織 5 班, 支援組織 1 班)</u> 予備: 6 回線 全回線を埋設施設と共用	✓保安規定の必要数は下線 部の 13 回線	
	ファクシミ リ装置 ※2	3 台	4 台	3 台 ※2	事務所 (緊急時対策所)	<u>社外機関との連絡: 2 台 (通報文送信用, 補足資料送信用)</u> 予備: 1 台 全数を埋設施設と共用	✓保安規定の必要数は下線 部の 3 台	
				1 台	その他 (正門警備所)	<u>社外機関との連絡: 1 台 (緊急時対策所 (代替) 時に使用)</u>		
携帯電話 ※2	18 台	29 台	(個人配付) ※2	(個人配付)	<u>社外機関との連絡: 29 台 (本部要員, 各 班長)</u> 29 台のうち埋設施設と要員を同じとす る 3 台を共用	✓保安規定の必要数は下線 部の 29 台のうち 18 台 ✓18 台の内訳は本部員 7 台, 各班長 11 台		

(前頁からのつづき)

資機材	保安規定	設工認				説明	
	必要数	保有数 (総数)	各保管場所の保有数				
			保有数	保管場所	保有数の考え方		
衛星電話 ※2	4台	5台	2台 ※2	事務所 (緊急時対策所)	<u>社外機関との連絡：1台 (緊急時電話回線, 携帯電話不通時に使用)</u> 予備：1台 全数を埋設施設と共用	✓保安規定の必要数は、下線部の4台	
			1台	工場 (中央制御室)	<u>公設消防との連絡：1台 (緊急時電話回線, 携帯電話不通時に使用)</u>		
			2台	1台	その他 (北警備所)		<u>消火専門隊との連絡：1台 (緊急時電話回線, 携帯電話不通時に使用)</u>
				1台	その他 (正門警備所)		<u>社外機関との連絡：1台 (緊急時対策所 (代替) 時に使用)</u>

※2：廃棄物埋設施設との共用設備を示す。